

朱鷺と暮らす郷づくり推進協議会規約

平成20年5月15日	制定
平成21年4月1日	一部改正
平成22年4月1日	一部改正
平成23年4月1日	一部改正
平成24年4月1日	一部改正
平成25年4月1日	一部改正
平成26年6月29日	一部改正
平成29年7月2日	一部改正
平成31年1月23日	一部改正
令和2年5月22日	一部改正
令和4年7月3日	一部改正
令和 年 月 日	一部改正

第1章 総則

(名称)

第1条 この協議会は、朱鷺と暮らす郷づくり推進協議会（以下「協議会」という。）という。

(区域)

第2条 協議会の区域は、佐渡市とする。

(目的)

第3条 協議会は、朱鷺と暮らす郷づくり認証制度（以下「認証」という。）発足に伴い、朱鷺と暮らす郷づくり認証米（以下「認証米」という。）の生産性と品質を高めること及び、生きものを育む農法の推進による佐渡地域における生物多様性を保全することにより、朱鷺と暮らす郷づくりを推進することを目的とする。

(事業)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 作付、栽培に関する計画と実施状況確認に関すること。
- (2) 栽培技術向上研修会等の開催に関すること。
- (3) 認証米栽培者及び作付面積の拡大と認証普及に関すること。
- (4) 生きものを育む農法の周知と生物多様性保全の推進に関すること。
- (5) 関係機関からの交付金等による事業に関すること。
- (6) その他協議会の目的達成に必要となる事業に関すること。

2 協議会は、前項の各号に規定する業務の一部を当該協議会以外の者に委託して実施することができる。

第2章 会員等

(協議会の会員)

第5条 協議会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 佐渡農業協同組合
- (2) 羽茂農業協同組合
- (3) 佐渡地域振興局農林水産振興部
- (4) 佐渡市農業委員会

- (5) 佐渡農業協同組合水稻部会
- (6) 羽茂農業協同組合特別栽培米生産者部会
- (7) 佐渡市
- (8) NPO法人トキどき応援団
- (9) (社)佐渡生きもの語り研究所
- (10) 朱鷺と暮らす郷づくり認証制度申請者

2 前項の会員のほか、会員の推薦に基づき、総会の承認を得た者を会員とすることができる。

(届出)

第6条 会員は、その氏名及び住所（会員が団体の場合については、その名称、所在地及び代表者の氏名）に変更があったときは、遅滞なく協議会にその旨を届け出なければならない。

第3章 役員等

(役員の数及び選任)

第7条 協議会に役員を置く。

- 2 役員は、会員の中から12人以内を選任する。
- 3 第5条第1項第1号から第10号までの者は、前項の役員に充てる。
- 4 前項の役員のほか、会員は第5条第1項第11号の会員の中から総会において役員を選任することができる。

(会長等の選任及び職務)

第8条 役員のうちから会長1名、副会長1名及び監事2名を選任する。

- 2 会長、副会長及び監事は役員で互選し、総会の承認により決定する。
- 3 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。
- 4 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。
- 6 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 協議会の業務執行及び会計の状況を監査すること。
 - (2) 前号において不正な事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
 - (3) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

(役員会)

第9条 第7条第1項の役員をもって役員会を組織する。

- 2 会長は、必要に応じて役員会を招集し、掌理する。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、役員会において国又は県の関係機関その他の役員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(役員会の協議事項)

第10条 役員会は、協議会の業務を円滑に行うため、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 総会に付議すべき事項に関する事。
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事。
 - (3) その他役員会において必要と認められた事項に関する事。
- 2 前項第1号にあっては総会開催の直前に、第2号及び第3号にあっては必要に応じて、それぞれ役員会で協議する。

(役員任期)

第11条 役員任期は、3年とする。

2 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(任期満了又は辞任の場合)

第12条 役員は、その任期が満了し、又は辞任により退任しても、後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行うものとする。

(役員解任)

第13条 協議会は、役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決を経て、その役員を解任することができる。この場合において、協議会は、その総会の開催の日の30日前までに、その役員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない非行があったとき。

第4章 総会

(総会の種別等)

第14条 協議会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 総会の議長は、会長が当たる。
- 3 通常総会は、毎年1回以上開催する。
- 4 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 会員現在数の2分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。
 - (2) 第8条第6項第3号の規定により監事が招集したとき。
 - (3) その他会長が必要と認めたとき。

(総会の招集)

第15条 前条第4項第1号の規定により請求があったときは、会長は、その請求のあった日から30日以内に総会を招集しなければならない。

- 2 総会の招集は、少なくともその開催の7日前までに書面をもって会員に通知しなければならない。
- 3 協議会は、必要があると認めたときは、国又は県の関係機関その他の会員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(総会の議決方法等)

第16条 総会は、会員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。

- 2 会員は、総会において、各1個の議決権を有する。
- 3 総会の議事は、出席者の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 議長は、会員として総会の議決に加わることができない。

(総会の権能)

第17条 総会は、この規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算の設定又は変更に関すること。
- (2) 事業報告及び収支決算に関すること。
- (3) 諸規程の制定及び改廃に関すること。
- (4) その他協議会の運営に関する重要な事項

(書面又は代理人による表決)

第18条 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項

につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

- 2 前項の書面は、総会の開催の日の前日までに協議会に到着しないときは、無効とする。
- 3 第1項の代理人は、代理権を証する書面を協議会に提出しなければならない。
- 4 第16条第1項及び第3項の規定の適用については、第1項の規定により議決権を行使した者は、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第19条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録は、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとする。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 会員の現在数、当該総会に出席した会員数、前条第4項により当該総会に出席したと見なされた者の数
 - (3) 議案
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 3 議事録は、議長及び当該総会に出席した会員のうちからその総会において選任された議事録署名人2名以上が署名押印しなければならない。
- 4 議事録は、次条第1項の事務局（以下単に「事務局」という。）に備え付けておかなければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第20条 協議会の業務を執行するため、佐渡市千種232に事務局を置く。

- 2 協議会に、事務局長を置く。
- 3 事務局長は、佐渡市農林水産部農業政策課長が当たる。
- 4 協議会の庶務は、事務局長が総括及び処理する。

(業務の執行)

第21条 協議会の業務の執行の方法については、この規約で定めるもののほか、会計処理規程によるものとする。

第6章 会計

(事業年度)

第22条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

- 2 出納閉鎖を翌年度5月末とすることができる。

(資金)

第23条 協議会の資金は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 関係機関からの交付金
- (2) 協議会員からの負担金
- (3) その他の収入

(事業計画及び収支予算)

第24条 協議会の事業計画及び収支予算は、会長が作成し、事業開始前に総会の議決を得なければならない。但し会長が認めた場合はこの限りではない。

(監査等)

第25条 会長は、毎事業年度終了後、次に掲げる書類を作成し、通常総会の開催の10日前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。ただし、下記に代えて協

議会の実態に沿った書類を作成することができる

(1) 事業報告書

(2) 収支計算書

2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を総会に提出しなければならない。

3 会長は、第1項各号に掲げる書類及び前項の監査報告書について、総会の承認を得た後、これを事務局に備え付けておかなければならない。

第7章 協議会の文書取扱

(文書の発行名義人)

第26条 文書の発行名義人は、会長、監事及び事務局長とする。ただし、事務連絡等の軽微な文書については、この限りでない。

(文書の施行)

第27条 文書の施行に当たっては、当該文書の発行名義人の印を押印するものとする。ただし、事務連絡等の軽微な文書については、この限りでない。

第8章 協議会の解散及び残余財産の処分

(解散時の地位の継承)

第28条 万一本協議会が解散する際には、事前に総会で地位の継承者を決定するものとする。

(債務の弁済)

第29条 第4条に定める事業が終了した際及び協議会が解散する際には、協議会の収支は総会で決定する。

2 債務を弁済してなお残余財産があるときは、国費相当額にあつては返還するものとする。

3 前項以外の残余財産については、総会の議決を経て協議会の目的と類似の目的を有する他の団体に寄付するものとする。

第9章 雑則

(細則)

第30条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、役員会の承認を得た後、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成20年5月15日から施行する。

附 則

この規約は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年6月29日から施行する。

附 則

この規約は、平成 29 年 7 月 2 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 31 年 1 月 23 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 2 年 5 月 22 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 4 年 7 月 3 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 年 月 日から施行する。